

# 平成31年度「北海道新技術・新製品開発賞」応募要領

## 1 表彰の趣旨

本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、道内中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品を表彰します。（主催：北海道）

## 2 表彰の対象

前々年度以降に開発や商品化された、新規性又は独創性が高い新技術・新製品<sup>※1</sup>（その一部を構成する原材料や部品、中間製品を含みます）。

※1 「新規性又は独創性が高い新技術・新製品」とは

- ・既存の製品と比較して新規性・独創性を主張できるもの
- ・特許及び実用新案権の出願を行ったもの

なお、表彰の対象には、次のものは含みません。

- ア 設計、企画段階のもの
- イ 単にデザインや形状等の変化にとどまり、性能・品質改善が伴わないもの
- ウ 食品製造業等で単に既存製品の味付け・風味を変更しただけのもの
- エ 本表彰の受賞歴のあるもの

## 3 表彰の種類及び表彰の基準

(1) 表彰は次の2部門とし、各部門の対象は「日本標準産業分類」の次に掲げる業種に関する新技術・新製品とします。（どちらの部門に該当するかは、事務局にて区分します。）

ア ものづくり部門

- ・大分類「製造業」のうち、下記イの「食品部門」以外のもの
- ・大分類「情報通信業」のうち、「情報サービス業」

イ 食品部門

- ・大分類「製造業」のうち、「食料品製造業」及び「飲料・たばこ・飼料製造業」

(2) 部門ごとに次の賞を設け、「新規性・独創性」、「技術的優位性」、「市場性」等を審査し、知事から表彰状等を贈呈します。

ア 大賞（1件）

応募のあった中で、特に優れたもの

イ 優秀賞（2件）

応募のあった中で、優れたもの

ウ 開発奨励賞（2件程度）

応募のあった中で、審査において一定の水準を満たしたものの。

## 4 応募資格

(1) 道内に事業所又は研究開発拠点を有する中小企業者<sup>※2</sup>、中小企業団体<sup>※3</sup>、農林漁業者<sup>※4</sup>、農林漁業団体<sup>※5</sup>及び個人。

※2 「中小企業者」とは、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業及び個人とする。

※3 「中小企業団体」とは、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合とする。

※4 「農林漁業者」とは、農業者、林業者及び漁業者とする。

※5 「農林漁業団体」とは、農業協同組合、農事組合法人、漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合、森林組合及び生産森林組合とする。

(2) 上記4の(1)を主要な構成員としたグループ

## 5 応募方法

関係団体等<sup>\*5</sup>からの推薦または自薦によるものとします。

<sup>\*5</sup>「関係団体」とは、市町村、経済団体、金融機関、中小企業等の支援機関、業種別団体及び学術機関とする。

### (1) 提出書類

応募に当たっては、「北海道新技術・新製品開発賞」応募申込書に記載し、添付資料とともに各2部提出してください。

### (2) 提出期限

平成31年6月14日(金)まで (※郵送の場合は当日消印有効)

### (3) 提出先及びお問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部産業振興局科学技術振興室技術支援グループ

担当：田中

TEL：011-206-6478 FAX：011-232-1063

### (4) その他

応募書類については、北海道のホームページからダウンロードできますのでご活用ください。(過去の受賞事例も掲載しておりますのでご参照ください。)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H31shinseihinkaihatsushou.htm>

## 6 選考の方法及び受賞者への通知

有識者等から意見を聴取し、「北海道新技術・新製品開発賞選考会議」により候補者を選考の上、知事が受賞者を決定します。

(応募者や推薦者によるプレゼンテーションは行いません。)

なお、応募者及び推薦者に受賞の結果を通知します(平成30年10月予定)。

## 7 表彰式等

平成31年10月に表彰式を実施する予定です。

また、「第33回北海道技術・ビジネス交流会」において、受賞製品等の展示を行う予定です。

### 【第33回北海道技術・ビジネス交流会】

日 程：平成31年11月7日(木)、8日(金)

会 場：アクセスサッポロ(札幌市白石区流通センター4丁目)

※詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.business-expo.jp/index.html>

# 業 種 一 覧 表

日本標準産業分類（平成19年11月改定）

大分類	中分類	業 種 名
製 造 業	9	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業	
32	その他の製造業	
情 報 通 信 業	39	情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）